

監査報告書

2019年5月24日

学校法人中部大学
理事会 御中

監事 高岡次郎 
監事 塚井和男 

学校法人中部大学の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人中部大学寄附行為第14条第1号及び第2号の規定に基づき、2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)における当法人の業務及び財産の状況について監査をいたしましたので、監査報告書を提出します。

法人の業務は、法令及び寄附行為その他の規程に基づき、重要な事項は理事会、その他の事項は当該会議の議決を経て、理事により適正に執行されている。

また、法人の財産の状況について、当法人は、私立学校振興助成法(以下「振興助成法」という。)に規定する補助金を受けている法人であるから、学校法人会計基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類が作成されている。

監査の結果は、以上のように当法人の業務及び財産の状況に関しては、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反するような事実はないと認めました。

なお、当法人の財産の状況については、当法人は、振興助成法により、監査法人の監査が義務付けられており、監査法人からも監事と同様の報告を受けていることを申し添えます。

以上